

雇用促進住宅の入居者への支援強化に関する意見書

雇用促進住宅については、規制改革推進のための 3 か年計画や独立行政法人整理合理化計画に基づき、全住宅数の半数程度を前倒しで廃止することとされ、本年 4 月 1 日付けで廃止決定された 6 5 0 住宅について、退去を求める入居者説明会などが開催され、現場に、多くの混乱が生じている。

各自治体などでは公営住宅の優先入居の取り扱いを行うなど取り組みが進められているが、とりわけ転居先のない長期入居者などに大きな不安が生じている。

よって、政府においては、以下の取り組みについて特段の配慮をするよう強く要望する。

記

- 1 現在、雇用促進住宅へ入居されている方々への相談体制を早急に整備すること。また、民間の活用も含めた転居先などの情報提供を充実すること。
- 2 定期借家契約の場合、年内に契約が切れるケースも想定され、猶予期間を確保できるように入居者説明会を急ぐこと。
- 3 国の責任において公営住宅への優先入居の措置を行い、入居基準についても柔軟な対応を行うこと。
- 4 長期入居者のうち、高齢などの困難な事情を抱え転居先が決まらない入居者の退去に関しては、明け渡しを一定期間猶予するなどの配慮措置を講じること。
- 5 入居者の実情と要望をふまえ、居住権を守ること。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により、意見書を提出する。

平成 2 0 年 (2 0 0 8 年) 1 1 月 7 日

札幌市議会

(提出先) 内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

(提出者) 全議員